

無電柱化推進計画とは

日本では、戦後の急増する電力・通信需要に対応するため、多くの電柱が道路沿いに建てられてきました。今では、道路沿いに林立する電柱は歩行者や車いす利用者の通行を妨げるだけでなく、張り巡らせた電線は景観を損ねています。

また、今後大地震の発生が危惧されるとともに、大型台風等の自然災害では、電柱が倒れ、道路閉塞等により緊急車両等が通行できず、避難や救急活動に支障が生じる恐れがあります。無電柱化による防災機能の強化が必要であることが改めて認識されています。

このような状況の中で、災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として、「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」（平成28年（2016年）12月16日公布）が施行されました。

無電柱化法第8条では、国及び愛知県の策定する無電柱化推進計画を基本として、市の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないと規定しており、本計画は、今後の本市における無電柱化の推進に関する基本的な方針、目標等を定めるものです。

電柱のある景観



電柱のない景観



【無電柱化法】

第八条 都道府県は、無電柱化推進計画を基本として、その都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「市町村無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、関係電気事業者（その供給区域又は供給地点が当該都道府県又は市町村の区域内にあるものに限る。）及び関係電気通信事業者（当該都道府県又は市町村の区域内において道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して電気通信事業法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴くものとする。

4 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

無電柱化の目的

無電柱化を図ることにより、安全に、安心して生活できる環境が整備され、また、まちなみが整うことにより、災害に強く、魅力あるまちとなります。

本市では次の3点を目的として、国や愛知県、関係事業者と連携して無電柱化を推進します。

(1) 防災（都市防災機能の強化）

(2) 安全・円滑な交通確保（通行空間の安全性・快適性の向上）

(3) 景観形成・観光振興（良好な都市景観の形成）

豊川市における無電柱化の現状

本市が管理する道路における無電柱化は、令和4年(2022年)3月現在で道路延長約0.1kmとなっています。

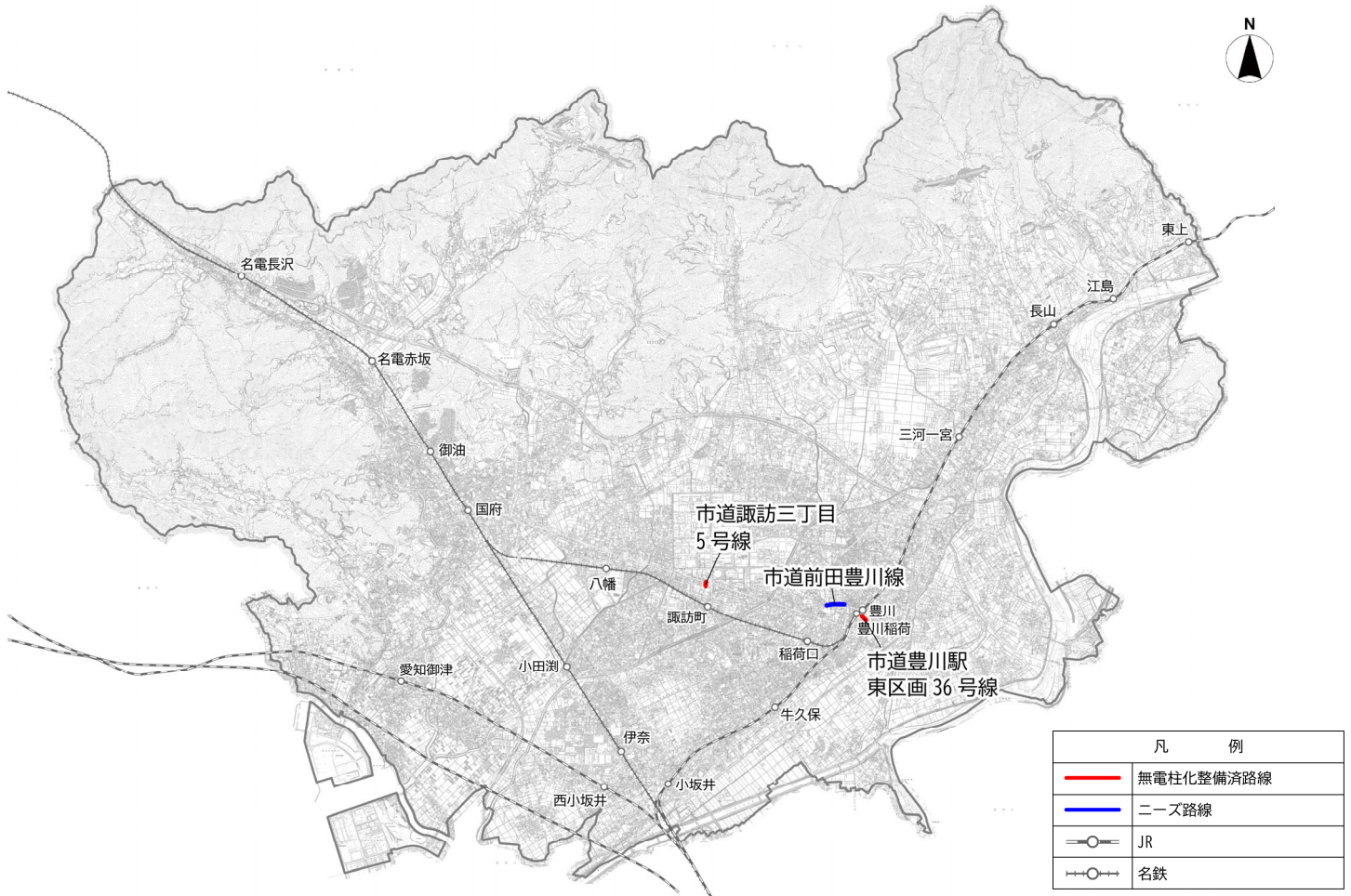
市道諏訪三丁目5号線



市道豊川駅東区画36号線



また、市道前田豊川線(0.29km)は、愛知県無電柱化推進計画を策定する際に、無電柱化推進計画の前身にあたる「電線類地中化計画」のニーズ路線の位置づけにより、愛知県電線地中化推進協議会合意箇所リストに掲載されています。



無電柱化が効果的な道路

無電柱化の目的と本市の現状から、「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成・観光振興」に効果的な路線や範囲を考えます。

(1) 防災

災害時の救助・救急、消火活動、物資輸送等を円滑に行うためには、被災地と防災拠点等を結び、緊急車両の通行する道路を早期に確保することが重要であることから、地域防災計画にある緊急輸送道路や地震時に通行を確保すべき道路について、無電柱化することが効果的です。

(2) 安全・円滑な交通確保

高齢者や障害者、観光客を含む不特定多数の人たちが多く利用する施設や駅周辺においては、無電柱化により安全で安心な道路空間を確保することが期待できます。市内には、「バリアフリー法」に基づく特定道路を指定された重点整備地区が5箇所あり、それらを整備することで安全・円滑な交通確保が期待できます。

(3) 景観形成・観光振興

豊川稲荷周辺や御油のマツ並木、佐奈川の桜並木等の本市を代表する歴史的あるいは自然的景観の周辺について、無電柱化により良好な景観形成や観光振興を推進することが期待できます。

無電柱化候補路線

近年の災害の激甚化による深刻性や社会的影響の大きさを踏まえ、「防災」に重きを置きながら、通行空間の安全性・快適性の向上及び良好な都市景観の形成も無電柱化の重要な目的であるため、「安全・円滑な交通確保」・「景観形成・観光振興」も考慮し、無電柱化を推進する市道の候補路線を選定します。

市道前田豊川線は、「愛知県無電柱化推進計画」の策定時に愛知県電線地中化推進協議会の合意箇所リストに掲載され、電線事業者の了承が得られている路線であり、本市を代表する観光資源でもある豊川稲荷に隣接する主要な路線となっていることから、第一候補路線とします。

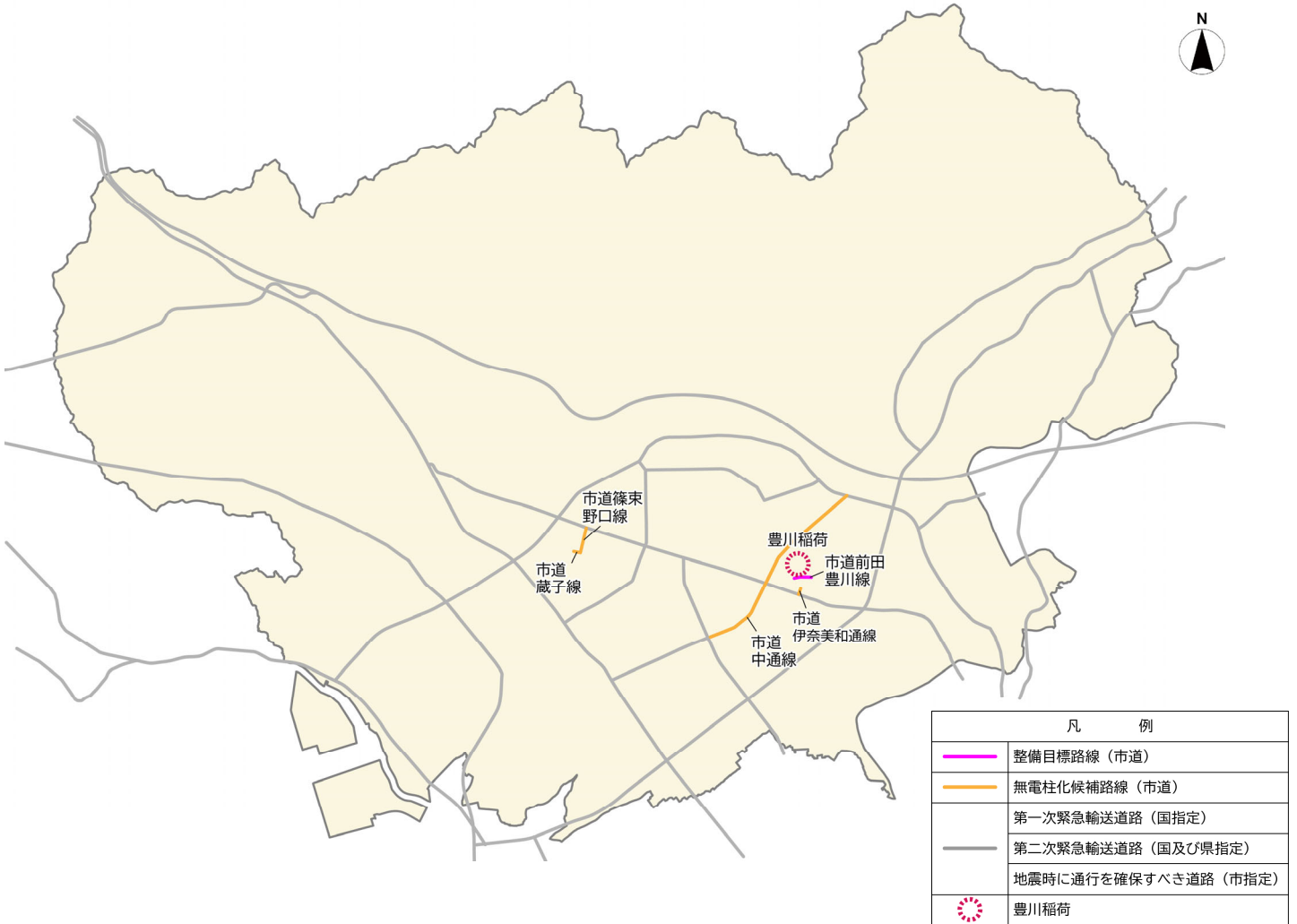
無電柱化推進計画の期間

豊川市無電柱化推進計画は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間を計画期間とします。以降、愛知県の計画改定に伴い、見直しや追加等を検討します。

無電柱化推進計画の目標

短期目標として、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）に市道前田豊川線を事業化（無電柱化に着手）し、併せて豊川稲荷周辺について検討します。

また、現在進められている国や愛知県の緊急輸送道路（国・県道）の無電柱化整備の進捗と同調して、緊急輸送道路に接続するその他路線についても事業化を検討します。



路線名	道路延長 (km)	区間	備考
市道前田豊川線	0.29	幸町～旭町	市道
市道篠束野口線	0.45	八幡町鐘鋳場～白鳥町割塚	
市道蔵子線	0.15	白鳥町割塚～白鳥町割塚	
市道中通線	3.40	南大通四丁目～本野ヶ原一丁目	
市道伊奈美和通線	0.03	中央通一丁目～中央通二丁目	

豊川市無電柱化推進計画 概要版

発行 令和5年（2023年）3月
 編集 豊川市 都市整備部 都市計画課 〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
 TEL 0533-89-2147 FAX 0533-89-2171